

市民協働課	課長	統括	スタッフ

平成22年度 第2回御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会

日 時：平成22年9月7日（火）午前10時～正午

場 所：御殿場市民会館 第5・6会議室

出席委員：勝亦祐貴・志水香苗・神保久美子・前田慶子・山崎喜三・渡邊恵子・
日比野和代・勝亦敦志・勝間田たき子・近藤八重子・湯山有朋・
牛山久仁彦・杉山達夫・南美幸

事務局：田代課長・瀬戸補佐・西山副主任・勝又主事

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項について

(1) 市民協働型まちづくり事業補助金事業報告時の評価について

資料により事務局が説明。

委員D：事業報告会後の協議会委員の評価をまとめるのは良いが、このまとめた結果をどうフィードバックするかが重要。また、報告会の発表だけでは評価しにくい、協議会委員が団体から意見交換会をしても良いのではないか。

事務局：事業実施後のフォローアップは必要だと思う。

委員K：団体が実施している事業に委員が参加するという事も必要。

委員L：総合平均点数を見て、点数が上下しているが、この事業を見てきたりした委員さんにとって感覚的に合っているか。もし点数が低いのに委員さんの感想等は逆に良い評価になっていたら、この評価方法は変更・検討しなければならない。

委員A：この評価シートの審査会時の評価はその事業に対する期待度、報告会時の評価はその期待に対する評価も含んでいる。そういう面ではこの結果は妥当ではないか。

委員L：この評価シートをどう活かすかが重要になってくる。

事務局：平成21年度事業についてはこのシートを団体に送付する。平成22年度以降の事業は報告会終了後に再度団体と委員さんと話し合いをするというのはどうか。

委員F：事業1つ1つをフォローアップしても良いのではないかという意見が出たが、
どうですか。

一同：了承

委員F：協議会と事業実施団体との話合いの時期等については今後検討する。

(2) 平成22年度補助金事業の進捗状況について

資料により事務局が説明

質疑・意見なし

(3) 平成21年度御殿場市民活動支援センター業務報告について

資料により事務局が説明

委員D：市民協働課は市民活動支援センターを今後どのような方向にもっていきたいのか。また、資料では数値しか記されていないが、利用者からの意見はないのか。満足度調査のようなアンケート等。

事務局：御殿場市は支援センターを中間支援団体として育てようとしていて、現在は運営の部分のみNPO法人東部パレットへ委託し、東部パレットのスタッフとして支援センターを運営している。しかし、今後は現在の支援センタースタッフに独立してもらい支援センターを運営していくというのが目標だった。

開設してから2年近く経ったが、業務の大半が受付業務や利用者の印刷機の説明等の事務的なものになっていると市で見たため、今年度の事業仕分けの対象になり、結果として「市民協働課の業務と支援センターの業務の位置付けをはっきりさせた上で、指定管理者への移行を検討しなさい」となった。

市民協働課としては、市民活動団体の支援・育成するコーディネートという業務内容をそのまま支援センターに行っていたきたいし、「市民活動支援センター」という名称もそのまま残したい。そのためには市民活動団体の支援・育成という専門的な部分のこれまでの実績とその必要性をアピールしていきたい。

委員L：現在の委託業務の内容をそのまま指定管理者制度にするメリットはあるのか。交流センター「ふじざくら」の指定管理者では、市民活動団体の支援・育成という専門的なノウハウがないから、委託業務にしたと思われるが。

事務局：指定管理者制度に移行する事により、市民交流センター「ふじざくら」を一括して管理できる事になる。専門的な部分の対応については、別に委託も考えられる。

委員F：業務報告については、利用者数等の数字だけではなく、相談内容も報告してほしい。

委員L：報告を数字で表すのもいいが、目標をたてるのも必要だと思う。NPO法

人になるのは必ずしも良いとは言われてないが、人口に対してのNPO法人数が多い自治体はやはり市民活動が活発なので、例えば、NPO法人の数を増やすとか、他の自治体に比べて多いのか少ないのかなど。

委員F：先ほど出た意見だが、利用者へ満足度調査のようなアンケートを実施したらどうか。元気わくわくごてんばフェスタ参加団体にもアンケートしてみたらどうか。

事務局：利用者へのアンケートは実施したい。今後、支援センターと打合せ等を実施して、現在の市民活動の支援・育成が市民活動支援センターでより良くできるよう努力していきたい。また協議会委員にもご教授願いたい。

(4) 市民協働型まちづくり事業補助金事業における講師料の基準について

資料により事務局が説明

下記のとおり5つの提案があり、その提案とこの協議会で出る意見を合わせて検討していく。

1. 講師料については一定の額(3万、5万、10万円等)を上限とする。
2. 講師料については、半額を上限とし、残りは申請団体が負担する。
3. 講師料についてはその額に見合った参加者数を目標とし、それを達成させる。例えば、5万円なら150人、10万円なら200人以上の参加者など。
4. 依頼する講師や知識経験者によって、講師料の請求額は様々であることから基準はなくても良い。
5. 講師料については予算額の8割を上限とし、残りの2割については申請団体の負担とする。講師料が10万円ならば、8万円は補助金からで、残りの2万円は団体負担。

委員D：御殿場市で事業を実施する時、講師料の明確な基準はあるのか。

事務局：基準は無いが近年は比較的安価である。

委員J：3番について、講師料が5万円でも200人集まる場合があるし、10万円でも30人しか集まらない場合もある。このような基準は良くないのでは。

委員L：申請団体が決める講師料の上限は補助金を交付する側で決める事はできないと思う。講師料が20万円でも50万円でも、10万円までは無条件で補助金

を利用して良いが、それ以上の金額は団体が負担するとかにしたらどうか。10万円を超える金額の半分までは補助金、半分は団体が負担するなど。

委員M：団体が普段行っている活動を発表・PRする場は少なく、こういった補助金を利用しないとなかなかできないという面はあるが、だからといって上限は必要だと思う。

委員H：団体の努力も必要だと思う。私の団体では5万円を上限にしているので、それ以内に抑えるために色々探して見つける。

委員F：皆さんの意見をまとめると、無条件で補助金を交付できる限度額を決め、それをを超える金額は団体負担とする。限度額・負担割合等は今後検討する为好しいでしょうか。

事務局：ここでの講師料とは旅費等を含まない講演料のことである。

一同：了承

(5) 御殿場市の既存事業について

資料「既存事業の協働化取り組みの手引き」により事務局が説明。

まず、市役所庁内の各課より事業を提出してもらい、その後4～5つの事業を選出する。その選出した事業の担当課、相手方団体へ事業評価を依頼。評価したシートの結果を協議会で協議題材にして第三者・市民協働視点での評価をして、各担当課・団体へフィードバックする。

今回はまず、各課へ市民活動団体に係る事業を上げていただき、一覧表にまとめた。この後、次回協議会までに市民協働課で4から5事業に絞り、その4から5事業の担当課と団体に評価をしてもらう。

次回協議会では、その評価したシートを協議会委員の皆さんに配り、第三者の立場で評価していただく。

一同：了承

4 その他

平成22年度御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金事業募集の際に相談があった7団体について、その団体名と内容についての資料を説明。

5 閉会